

設立趣旨書

1 趣 旨

現在、障がいをもつ人々にとって、社会のなかで普通の生活を営み、ともに生きる権利は保障されています。自立を支援する機関との対等な関係に基づき、当事者自身で支援の方法を選択することによって、希望に応じた主体的な生活を享受することができます。

しかしながら実際には、居住や雇用における阻害的な条件、健常者との心理的な軋轢などにより、地域での生活にかかる制限を受けることがあります。また、医療や介護を提供する施設においてさえ、支援を行ううえで問題となる行動にたいし、当事者は隔離・拘束されたり、抗精神病薬の使用によって行動を抑制されたりすることも、わずかではあれ存在しています。

私たちは、障がいの回復と成長に、地域や事業所、支援にかかる施設での平等な関係において、互いに協力して社会復帰を図る「治療共同体（Therapeutic Community）」が必要と考えます。この環境のなかで、当事者自身の要求を自由に表し、生活の様式を決定し、自らの医療や介護に積極的に関与することを支持していきます。

そこで、障がい者の自立と社会参加を推進し、ともに生きる権利を保障する活動として、「治療共同体」の運営をとおし、地域に根ざした保健福祉に関する事業を行い、障がい者の希望を実現させる社会の発展のため、「特定非営利活動法人 東京ソテリア」を設立いたします。

2 申請に至るまでの経過

設立代表者らは、これまで障がい者の社会復帰に関する調査研究に従事し、地域における生活の支援の在り方を提言しています。平成13年より毎年数回、障がい者のリハビリテーションにかかる研修や市民を対象とした発表等で、自立と社会参加の普及・啓発に努め、ノーマライゼーションに寄与する活動を行ってきました。

今後、これらの調査研究で得た知見を活かし、地域に根ざした保健福祉に関する活動を直接実施するため、「特定非営利活動法人 東京ソテリア」の設立を申請いたします。

平成20年11月3日

特定非営利活動法人 東京ソテリア